

<規程例>

第〇条（子の看護休暇）

1. 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する従業員（日雇従業員を除く）は、負傷し、または疾病にかかった当該子の世話をするために、または当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。

- ①入社6ヶ月未満の従業員
- ②週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2. 子の看護休暇は、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。

第〇条（介護休暇）

1. 要介護状態にある家族の介護その他の世話をする従業員（日雇従業員を除く）は、就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、対象家族が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、介護休暇を取得することができる。この場合の1年間とは、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。

ただし、労使協定により除外された次の従業員からの申出は拒むことができる。

- ①入社6ヶ月未満の従業員
- ②1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

2. 介護休暇は、時間単位で始業時刻から連続または終業時刻まで連続して取得することができる。